# 足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例許可基準

（趣旨）

第１条　この基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）第６４条の規定により読み替えて適用される、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第５２条第１４項第３号、第５３条第５項第４号及び第５５条第３項に関する許可の基準を定める。

（方針）

第２条　この基準は、「足立区建築物再生可能エネルギー利用促進計画」（令和７年３月２１日付６足都審発第２６３１号。以下「足立区促進計画」という。）に定められた促進区域内における特例許可制度の運用にあたっての技術的基準であり、申請された計画について足立区促進計画の趣旨等を勘案し、総合的見地から判断して当該制度を取り扱うものとする。

（用語の定義）

第３条　この基準における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）及び足立区促進計画の例による。

２　前項に規定するもののほか、この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　特例適用要件　建築物省エネ法第６０条第２項第３号に定める事項をいう。

（２）　基準容積率　法第５２条の規定により許容される建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度をいう。

（３）　基準建蔽率　法第５３条の規定により許容される建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度をいう。

（４）　小規模敷地　用途地域が第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域においては１，０００平方メートル未満の、その他の用途地域においては５００平方メートル未満の敷地をいう。

（対象）

第４条　足立区促進計画に定める特例適用要件に適合するものをこの基準の対象とする。

（許可基準）

第５条　ソーラーカーポート等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

（１）　ソーラーカーポート等の架台下の用途が固定的なイベントスペース、店舗及び飲食店（その飲食店の一部として設けられる占用の飲食スペースを含む。）でないこと。

（２）　ソーラーカーポート等の構造は、「建築基準法施行令第２条第１項第２号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する構造を定める件（平成５年６月２４日建設省告示第１４３７号）」に適合すること。

２　ソーラーカーポート等を設置する場合における法第５２条第１４項第３号の許可基準は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　屋上、陸屋根又は地上にソーラーカーポート等を設置する場合、ソーラーカーポート等を設置しない場合と比較して、建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から午

後４時までの間に法第５６条の２第１項に定める水平面に生じさせる日影の等時間日影線の形状が増大しないこと。

（２）　屋上、陸屋根又は地上にソーラーカーポート等を設置する場合、計画建築物の容積率が基準容積率の１．２５倍以下であること。

（３）　地上にソーラーカーポート等を設置する場合、計画建築物の建蔽率が基準建蔽率に１０分の１を加えた数値以下であること。

（４）　地上にソーラーカーポート等を設置する場合、ソーラーカーポート等の全部の端から敷地境界線までの水平距離のうち最小のものが５０センチメートル以上であること。

３　ソーラーカーポート等を設置する場合における法第５３条第５項第４号の許可基準は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　地上にソーラーカーポート等を設置する場合、計画建築物の建蔽率が基準建蔽率に１０分の１を加えた数値以下であること。

（２）　地上にソーラーカーポート等を設置する場合、ソーラーカーポート等の全部の端から敷地境界線までの水平距離のうち最小のものが５メートル（小規模敷地でソーラーカーポート等を不燃材料で造った場合にあっては、５０センチメートル）以上であること。

（３）　小規模敷地において地上にソーラーカーポート等を設置する場合、敷地内の各建築物の主要な出入口から道路等に避難上有効に通ずる幅員５０センチメートル以上の通路を設けていること。

４　法第５５条第３項の許可基準は、屋上又は陸屋根に太陽光パネルを設置する場合、太陽光パネルを設置しない場合と比較して、建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間に法第５６条の２第１項に定める水平面に生じさせる日影の等時間日影線の形状が増大しないものとする。

（維持管理）

第６条　許可申請者は、法第７条又は第７条の２の規定による完了検査前に特定行政庁に工事完了届を提出しなければならない。

２　建築物の所有者、管理者又は占有者は、ソーラーカーポート等及び太陽光パネルを適切に維持管理しなければならない。

３　建築物の所有者、管理者又は占有者は、設置したソーラーカーポート等及び太陽光パネルが近隣に与える影響に十分配慮しなければならない。

付　則（令和７年３月２１日６足都開発第２９６４号　区長決定）

（施行期日）

１　この基準は、令和７年４月１日から施行する。

（法施行日前における読替規定）

２　脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）の施行の日前における足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例許可基準の規定の適用については、第１条中「第６４条」とあるのは「第６７条の６」と、第３条第２項第１号中「第６０条第２

項第３号」とあるのは「第６７条の２第２項第３号」とする。